

報告第15号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年9月20日

提出者 足立区長 近藤 弥生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決定額	相手方	事件の概要
令和5年7月18日	857,551円	埼玉県三郷市谷口527番地1 株式会社サカイ引越センター足立支社 副支店長 野澤翔太	令和5年5月6日、相手方のトラックが大谷田二丁目17番先の区道を走行していたところ、街路樹のサクラの枝が強風により折れて落下し、トラックの前面に接触してフロントガラス等を破損する損害を与えた。